

平成27年6月

中札内村議会定例会会議録

平成27年6月12日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君 教育長 上松丈夫君
代表監査委員 木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長 火山敏光君 総務課長 阿部雅行君
住民課長 山崎恵司君 福祉課長 高島啓至君
産業課長 成沢雄治君 施設課長 大和田貢一君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤則明君 書記 林真悠君

◎議事日程

日程第1		中札内プール移転改築等調査特別委員会の設置について
日程第2	陳情第3号 (委員会報告)	平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める要請書
日程第3	陳情第4号 (委員会報告)	地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書
日程第4	意見書案第4号	平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第5	意見書案第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第6		一般質問

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年6月中札内村議会定例会を再開いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第1 中札内プール移転改築等調査特別委員会の設置について

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、中札内プール移転改築等調査特別委員会の設置についてを議題にいたします。
中札内プール移転改築に関しては、十分な検討と調査が必要であると考えます。
この特別委員会の設置については、委員会条例第5条の規定により、議長を除く7人の委員で構成する中札内プール移転改築等調査特別委員会とし、これに付託の上、調査が終了するまでの継続審査とすることにしたいと思っております。
このことについて異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、この中札内プール移転改築等調査特別委員会の設置については、議長を除く7人の委員で構成する中札内プール移転等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査が終了するまでの継続審査とすることに決定をいたしました。
休憩中に、中札内プール移転改築等調査特別委員会で委員会を開催し、委員長と副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時04分
再開 午前10時05分

- 議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
休憩中に中札内プール移転改築等調査特別委員会において、委員長と副委員長の互選が行われました。
その結果、報告書が議長に提出されましたので、報告をいたします。
中札内プール移転改築等調査特別委員会委員長に中井議員、副委員長に北嶋議員が互選されましたので、その旨を報告いたします。

◎日程第2 陳情第3号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める要請書

◎日程第3 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書

○議長（高橋和雄君） この際、日程第2、陳情第3号、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める要請書、日程第3、陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書の2件を一括して議題にいたします。

この陳情は、総務厚生常任委員会に付託した事件です。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

男澤総務厚生常任委員長。

（男澤秋子総務厚生常任委員会委員長登壇）

○総務厚生常任委員会委員長（男澤秋子君） 総務厚生常任委員会審査報告。

平成27年6月5日開会の定例会において、付託された事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。

陳情第3号、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める要請書。

陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書。

2、経過。

審査は6月5日、全委員の出席を得て審議した。

3、結果。

本陳情の内容・趣旨は十分理解できるものである。

4、決定。

陳情第3号、陳情第4号は採択とする。

○議長（高橋和雄君） 報告が終わりました。

これから2件を一括して委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

陳情第3号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第3号、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める要請書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第4号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択されました。

お諮りをいたします。

男澤議員から意見書案第4号、意見書案第5号の2件が追加提案されました。

この際、これを日程に追加し、順序の変更をしてただちに議題にしたいと思いをします。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号、意見書案第5号の2件を日程に追加し、順序の変更をして議題にいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時12分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第4 意見書案第4号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

◎追加日程第5 意見書案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（高橋和雄君） この際、追加日程第4、意見書案第4号、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、追加日程第5、意見書案第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書の2件を一括して議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案第4号から意見書案第5号の2件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号、意見書案第5号の2件は、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

意見書案2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
意見書案第4号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
意見書案第4号、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を採決いたします。
この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。
意見書案第5号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
意見書案第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。
この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第6 一般質問

○議長(高橋和雄君) 追加日程第6、一般質問を行います。
質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解をお願いをいたします。
順次、質問を許します。
通告順により質問を許します。
最初に、3番黒田議員。

○3番(黒田和弘君) それでは、事前に通告しております、ときわ野村営住宅団地内への排水路設置について質問をいたします。

質問の内容でありますけども、平成23年建のときわ野村営住宅団地は、地盤が軟弱なことから基礎が通常より低くなっていると当時から言われておりますが、南側の高い畑より大雨時には団地内に水が入り、法面が崩れるとともに溜まる状況にあります。

今後、さらに大雨が降った場合には、ベランダなどからの侵入も想定され、溢れてからでは遅いので、現段階で排水路の設置と法面の改修を行っておくべきであります。村長の見解を伺います。

○議長(高橋和雄君) 答弁、田村村長、お願いします。

○村長(田村光義君) ときわ野村営住宅団地内への排水路設置についてですが、私も現地を確認させていただきましたが、村営住宅南側の畑地との隣接地にある雨水流入防止を目的とした盛土の形状に低みもみられ、盛土の嵩上げや雨水排水路の設置は、雨水流入防止対策としての安全性がより高まるものと考えられます。

今後、降雨時の雨水の流れの状況を確認するなどして、より効果的な改善策について検討してまいります。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） ときわ野村営住宅団地の関係でありますけども、ときわ野村営住宅団地は、平成23年から随時建設がされているわけですが。

当時も国道から通った場合、遠くから見ても、かなり低く建っているぞと。これはなんぞやということが、皆さんもお気づきになられた点が多いのではないかと思います。

それで、話としては、今も質問したとおり、地盤が軟弱なので、通常より基礎が低くなっているということで、議会でも当時、同僚議員ですか、出た話でもありますけども。いずれにしても、雨が降った場合は、低いところに水が溜まると、こんな状況なのですが。

普通、一般的に住宅建設する場合には、地盤あるいはまた、道路よりも高い位置に建設するというのが一般的でないかなというふうに思うのですが、現状として低い位置に建っているわけですから、これを建替えるというわけにもいかないわけですね。

それで当然低いところに建てているから、想定をして、そういう雨水なども考えた中で、排水路的な、大雨が降ったら排水がするようにと、水を溜まるのを防ぐという、こんなことを想定した形で、私は村営住宅を建設したものではないのかというふうに思っているわけですけども。

現実に入居者の方から、平成24年の11月6日から7日までのかなりの大雨が降ったわけですが、その中で、住宅の前に長靴1杯程度の水が溜まって、どんどん引かないということで心配されているのですね。

そんな格好で、担当者の方にも2回、3回も話しているけども、何ら改善の余地がないと、こういうことなものですから、私として、この議場の中で、明らかにする中で、今後の対策もきちっと整備をしないと、安心安全を求めた公営住宅に安心して入っておれないというこんな状況なものですから、あえて質問したと、こういうことなものですけども。

その当時の建設時の排水路の関係についてはどういうふうに考えられたのか。まず、お聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 建設当時の状況については、過去の担当者からお聞きしております。

当時、宅地造成を行うときに、今の分譲地の南側の畑地と、旧山栄林産跡地の間にこぶ地のような山があったということで、それはどういう状態でこぶ地があったのかわかりませんが、結果的にそれが水の流入を防ぐような役割を果たしていたものというふうに想定すると、当時、そのこぶ地を整地をして残すこと。

そして、西側にある川のほうに水が流れるように、その角に排水路を切ったということでお聞きをしております。

現状として、その後、宅地造成の後に、建物等の建設を行う中で、地形の変化があったのかな、もしくは、畑の起工の中で変化があったのかなということ少し想定できるのですけれども。現状的に言うと、公営住宅の部分については、西側のほうの宅地のほうのこぶ地と比べると、若干下がり気味なのですよね。

それについては、今回、現地、測量をしながら確認はしているのですけれども。

今の段階では、まだ畑より10センチメートルから20センチメートルこぶは高いのですけれども、下のほうに行けば、50センチメートル程度のこぶがあるので、それから見

るとかなり形状崩れているのかなというふうには感じています。

それに対しては、そういった対策をしているので、そういった形状が崩れているということであれば、今、村長から答弁したように、改善をする時期に来ているというふうと考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、暫時お聞きをしていきますけども。

答弁書の中では、雨水流入防止を目的とした盛土の形状に低みも見られということですけども、ということは、雨水対策としてその畑等の境に盛土をしたけども、何年か経っているうちに低くなって入ってきたという、こんなことの解釈ができるのですけども、雨水対策として盛土はしたのですが、その畑との境。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 繰り返しになりますけれども、当時から間にこぶ状の高みがあったということで、それを利用して止水盛土として活用してきたということです。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 何年かするうちに低くなって入ってきたという、いずれにしても何らかの形では、当時として考えたけども、結果として、公営住宅のほうに水が入ってきて溜まる状況になったとこういうことですから、改善はしなければなりませんよね。

それで、ここに答弁書に書いてあるとおり、盛土の嵩上げや雨水排水路の設置は、雨水流入防止対策として安全性が高まるものというこんなことで理解されているのですが、こういったものがされていないからそういう状況にあるということなのですけども。

その後、工事の雨水の流れの状況を確認するなどして、より効果的な改善策について検討すると、そういうことですから、さらに大雨が降った状態のときにでない流入する状況わからないわけですから、そのもの入ってくる状況を見て、また改善策を検討したいということであれば、さらにまた水が溜まると。

近年、非常に異常気象、記録的な降雨ということであるわけですから、そういうときには遅いので、そういうことを想定する中で、現段階で排水路を考えるべきでないかという私の質問なのですが、その辺はどんなものなのでしょうか。

溢れてから考えていくということなのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 言葉なので、随分遅く取られていますけど。

私として言いたいことは、指摘のところも確認して、ただ、現地ご覧になっているからわかると思いますが、こういう流れとこういう流れがあるだろうという、ちょっと推測が立つものですから、決して溢れるのを待っているという意味ではなくて、通常の雨でも流れているだろうというこういう想定をして、一番いい方法で工事をしたいということを思っていることですし、繰り返しになりますけど、当時、段階的に増やしてきている中で、いいところもあるのです。

だから、水の流れが、当時、推測できないままある程度の想定をしてやったものが、現実、一部流れによって決壊しているだとかそういうことがあるものですから、今回やる場合には、川までの誘導の排水も含めて、流れをやっぱり現地で技術的に見て、どういう方法がいいかを、大きな工事ではありませんから、そんなに時間をかけるつもりもありませんし、大雨を待っていて、災害のときという想定はある程度、嵩上げを高くするだとか、誘導を考えれば防げると、こういうような判断をしていますので、そういうご理解をいただ

きたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） わかりましたけども、災害はいつやってくるかわからないわけですね。

平成24年の段階も、11月の段階の大雨時期にそういう形になったということなのですが、先ほども申し上げたとおり、異常気象、記録的豪雨ということで全国各地に起きていることですね。

村長の今想定していることからすれば、来年度予算で待っていると今年の秋が来るかもしれないわけですね。

よりまして、そんな大幅な工事でもない。やり方にもいろいろあるかと思うのですが、それに向けて、今年度の補正でも組む中で、何らかの対策を取ることが私は大切でないかなというふうに思うのですが、そこら辺の村長としての決断を聞かせてください。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 実質的に言うと、それほど、今考えているのをお金が掛からないとすれば、今規定の予算の、当然あちこちそういうことで修繕する場所も出てくるのが毎年ありますので、多分、やってみないとちょっとはつきりわかりませんが、補正が必要までいかないレベルの中で、早急に、先ほど言ったように、いい工法を検討してやるということを考えておりますので、そういうふうを取っていただければよろしいかなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 早急にやるという返事をいただきましたので、入居者も安心を求めた生活に入れるのでないかなというふうに思ひまして、私もその辺は理解させていただきたいというふうに思います。

それで、ちょっと考えるのに、畑との境ですか、盛土をすることによって、こっちに流入しないわけですから、そんなことも考えられるなというふうに思ったのですが、当然畑の所有者も村民でありますし、畑のほうにも水がずっと溜まりますと、人工的にそこが溜まるようにすると、その農地の人からもいろいろ苦情が来ますよね。

そんなことも想定されますので、やはり、今村長言うようなことでの川までの排水路というのですか、その中を考えていくべきでないのかなというふうに思いますので、その辺の見解と。

併せて言われるのは、法面の関係、かなり崩れてはいないのですが、状況として土が流れによって削られて玉石が見える状況にあるわけですね。

併せて、そういった法面についても改修をしてくれというこんな強いことがありますので、その辺の関係について、再度お答えをしていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 改修に当たりましては、最善の方法を実行したいと思しますので、今おっしゃるように、畑地の水は河川側に誘導ができるように。

現状、確かに玉石が出ているということは、水で洗われているのかなというふうに思いますので、そういったところも併せて修繕を行うような形で進めていきたいと思ひます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 大体この案件については改善される方向で私も理解しましたし、理事者の方もされたということで終わりにしたいというふうに思ひますけども。

こういった、今後、村で行う建設があろうかと思うのですが、一般的に見ると、冒頭に言ったように、かなり下がった位置に建てられたなど。その理由については、先ほど述べたようなことで村も建設したということなのですが。

やはり常識的に地盤あるいはまた、道路の高さよりも若干なりとも、建設するものについては、通常はちょっと高く建てるのが常識でないかというふうに思いますので、こんなことも参考にしながら、ぜひ、汚点の残らない村政執行に当たっていただきたいとことを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうぞよろしくをお願いします。

○議長（高橋和雄君） これで黒田議員の一般質問を終わらせていただきます。

次に、5番男澤議員、お願いをいたします。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） それでは、質問させていただきます。

認知症高齢者のサポート推進についてです。

厚生労働省の認知症高齢者数の将来推計によると、2025年における日本全体の65歳以上の高齢者人口の12.8%を占めるとされています。

このデータに基づき、村の第6期高齢者保健福祉計画の高齢者人口推計から計算しますと152人と推計されます。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、認知症の早期発見と的確な診断、早期対応などの認知症医療対策をはじめ、住民に認知症に関する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症ケアの質の向上を図り、地域において、認知症高齢者や若年性認知症者本人・家族への包括的、継続的支援を実施する体制を構築する必要があると考えます。

本村においても、認知症高齢者が増えることが予測され、それに伴い地域で支えることが重要と考えます。

現在、支援対策が実施されており、今後も第6期高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づき、支援事業の拡充を進められると思います。

そこで、次の点について伺います。

一つ、近年の相談件数と今後の予測について。

一つ、現在実施している認知症対策の主な内容。

一つ、第6期事業計画の認知症対策の主な内容。

次の点について、早急に実施が必要と思うことから、実施の考えの有無について伺います。

一つ、早期発見のスクリーニングテスト実施。

一つ、予防の拡充。これは体を動かしながら、脳を鍛えることなどの運動を含めた予防の充実ですね。

一つ、徘徊高齢者SOSネットワークの住民のネットワークづくりの取組み。

このことについては、例えば、事業所ですとか商店、住民の協力を得て、そういう拡大したネットワークづくりを取組んでほしいというようなことです。

一つ、認知症の人と家族の会などの取組みについて。

以上、お伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 認知症高齢者のサポート推進についてであります。1点目の近

年の相談件数と今後の予測については、認知症に関する相談を含めた延べ件数として、平成24年度は292件で、25年度は183件、直近の26年度は235件の相談支援を行っております。

年によって相談の実績件数にバラつきがありますが、今後数年間においては毎年250件程度で推移するものと見込んでおります。

2点目の現在実施している認知症対策の主な内容ですが、相談対応のほか戸別訪問による状況確認を随時行っております。

具体的な支援内容としては、受診対応が可能な病院の情報提供や医療機関との調整をはじめとし、介護保険に係る申請やサービス調整などのサポートを実施しております。

また、認知症サポーター養成講座や情報宅配便により、住民への認知症に関する知識の普及に努めております。

3点目の第6期事業計画の認知症対策の主な内容ですが、高齢者が介護を必要としないよう、健康維持を重点とした予防事業を推進し、合わせて要介護状態となった場合には、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことのできるよう、支援することを基本としております。

認知症対策を含めた新たな取組みでは、予防給付に位置づけされる訪問・通所介護が、市町村の実情に応じて取組みが可能となるため、これまでの介護事業所に加えてNPO、社会福祉協議会、民間企業、ボランティアなど地域住民が高齢者の支援に参加いただけるよう調整を図り、平成29年4月1日の総合事業開始に向けて準備を進めてまいります。

さらに、平成30年4月1日まで実施が猶予されている地域支援事業では、在宅医療・介護連携を推進し、生活支援サービス体制を構築するため、医師会や関係団体、地域住民組織などの協力をいただき、体制づくりを進める考えであります。

また、認知症の早期診断・早期対応のため、認知症地域支援推進員の配置を検討するほか、認知症サポート医を含めた認知症初期集中支援チームの設置が義務付けられましたので、医療機関などとの具体的な調整を図ってまいります。

次に、具体的事業についてですが、1点目の早期発見のスクリーニングテスト実施ですが、このテストは主に精神科外来などで用いられ、物忘れを訴え受診した方に対し、認知症の疑いがあるかないかを調べる、あくまでも目安となるものとされています。

最終的な認知症の判断は、医師の診断に基づき行われますので、村においては実施の考えはありません。

2点目の予防の拡充についてですが、現在の介護予防教室を充実させるとともに、効果的で参加しやすい内容を研究したいと考えております。

3点目の徘徊高齢者SOSネットワークについてですが、徘徊の可能性を持った方の、家族の理解や個人情報への取扱いなど、数々の問題が残されています。村内における協力体制のあり方、社会福祉協議会との連携などを含め、ネットワークづくりの可能性を検討してまいります。

4点目の認知症の人と家族の会などの取組みですが、認知症と診断された方を支える家族においては、苦勞や悩みも多く、精神面でのケアや同じ境遇の方との交流の場も必要と思われれます。

認知症の方を見守る家族を支えていく方法などについて、どのような形が望ましいか研究したいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） それでは再質問させていただきます。

ちょっと質問の内容が長いので、区切りながら質問させていただきますけれども。

最初の相談の件数については、本当にバラつきがあるのかなというように思っておりまして、このことが段々進まないことが一番いいわけですがけれども、実情としては把握いたしました。

次に、2点目の現在実施している認知症対策の中で質問させていただきますけれども。

ここでは、支援対策として相談または個人の訪問によって相談したり、状況によって医師への紹介などしているということなのですけれども、この相談に至るまでに発見をするという段階、この段階がどのような形でその支援や相談までにつながっているのかなというように思うのですよね。

例えば、1人暮らしで高齢者であると、なかなか認知が進んでいても気付かないという人がいらっしゃると思うのですよね。

そういう人がどうやってこのような相談や戸別訪問までにつながっているのかなということが、ちょっと私、どうやってつながっているのかなということが気になるので、その点について、一つお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） ただいまの相談につながる事前の情報の関係ですけれども。

具体的な例でいいますと、周辺の住民の方、あるいは、民生委員さんを各地区に配置しておりますので、その辺の情報から、例えば、あの人が変だよという情報をいただきまして、それから、例えば、お1人暮らしの高齢者であれば、家族の方、そちらの方に連絡させていただいて相談につなげる形に持ってっております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） そういうことでは周りの人の情報なり、民生委員が定期的に訪問したときに何か感ずるということで、そういう相談や何かにつなげているということですよ。

そこで、民生委員さんがそういうようなことに対して十分に対応できる状況にあるのかどうか。

そこら辺、やはり民生委員さんの担当地域がとても広いというように聞いていますので、そこら辺が十分になされる状況なのかどうか。

そのことについてもう一度お伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 民生委員につきましては、10名。

あと、主任児童委員が2名という形で12名、村内に委員さんがおります。

ただ、今現在、今の段階で民生委員さん10名が8名という形で、今の状況では十分という形にはなっておりませんが、今後補充して地域に張り付けていただいて、情報収集していただくような方法を取ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 民生委員さんの負担が重くなる、これからはますます重くなるというようなこと。

この認知症だけではなく、いろいろなこと、介護に対してもこれから進むことも予想されるので、そういう民生委員さんの負担が多くなると思いますので、そういったことにも気配りをしていただき、行って進めていただければというように思います。

次に、3点目の第6期計画の中で、これは国が今後予防や早期支援、そういうものに重点を置いて、それを地域でしっかりと支えて、これからこの事業を取組みなさいというような大きな国の目的があって、それに従って、村もこの事業を進めていくというように私は理解していて、そのことがここにもあるように、中のほうにありますけども、今後もNPOとか社会福祉協議会、民間企業、ボランティアそういった人たちの協力も得ながらというような中身が回答の中にもありましたけども。

このことについて、私も後のほうで申しますけれども、SOSネットワークの組織を早く確立して進めてほしいということを申しましたけれども、そのことにも結び付くのではないかなというように考えておまして、この具体的にどういった組織を今の段階で、このような支援の団体として、または個人としてか、そういうのを想定しているのか。

これから検討というような段階かもしれませんが、そのことがわかれば教えていただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 平成29年度から始まります総合医療の関係ですけども。

先ほど村長のほうで答弁しましたとおり、まだ具体的な個々とのやりとりは進んでおりません。

ただ、今実際に恵津美ハイツさんの方でやられているそちらの一部は、他のNPOさんだとか、社会福祉協議会でも対応できるよというそういう制度の変更になりますので、ただ単に広げていけばいいという問題でもないと思っております。

今後、いろいろな機関、法人の方含めて調整をしまいたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） では、今の答弁でいくと、今実際に支援の協力をいただいている恵津美ハイツですとか社会福祉協議会、それがもう少し拡大して協力をしてもらおうというような体制になるということを考えているということですか。

それとも、もうほかの団体を新たに掘り起こすというような考えが、今のところはないというようなことでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 先ほどの答弁した件については、介護保険の中でも一部の事業だけで、介護保険の認定を受けている比較的軽い方、要介護の幾つでなくて要支援の幾つと付いた方々の認知症対策だとかという、そういう事業を指して言っておりますので、すべてが法人のほうから移るというわけではありませんので、そこだけちょっとご理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） わかりました。

介護度の低い人たちについては、それほどまで民間とかそういうのもまで協力を得るといったことはないかと思っておりますので、内容についてはわかりました。

その中で、ちょっとこの事業はどうなのかなということを教えてほしいことがあります。

認知症の初期集中支援チームの設置ということが義務付けられるということが書かれておりますけれども、この初期集中支援チームというのはどのようなチームになるのか。

そのことについてお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） これまでも認知症の方々を見るのは、村のほうでやってはき

ておりますけども、一応集中チームをつくるということで、これについては専門職を集めるということが基本であります。

専門職を集めて個別の訪問支援、自宅へ訪問して支援を行うですとか、そういう事業を行うわけですけども、まずは嘱託で医療機関のほうから認知症サポート医というお医者さんを1人雇用しなければなりません。

それとあと、保健師、看護師、介護福祉士など国家資格を有した者を2名、最低でも3名で構成しなさいという形になっております。

この3名以上で、認知症の疑いがある方のお宅に訪問して、まずは受診勧奨を行うですとか、あとはご本人だとか家族のサポートをする。

そういうようなことを考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） わかりました。

医師、専門の福祉士などがそのチームに加わるということが義務付けられたということで、それを一つのチームとしてそういう認知症の人にかかわっていくというようになるということのかなというように受け止めました。

それで、私も第6期事業計画の中身をちょっと見させていただきましたけれども、その中で認知症サポートを毎年30名程度要請するということを目指すというような中身がありましたけれども、毎年、この認知症サポーターの養成講座などを開いているのかなというように思いますけれども、私も一度受けたことがあるのですけれども、そして受けたらオレンジリングをいただいて、一応講習を受けたので、サポーターとして活動していただければというような願いがあったのではないかなというように思っております、それを受けたのですけれども。

今後このようにして講習を受けていただくということを繰り返すのかというように思いますけれども、今までどれぐらいの、このサポーターとして登録されてというか講習を受けた人数になっているのか。

まず、何人ぐらいサポーターとして講習を受けているのか。

あまり詳しくわからなくてもかまいませんけれども。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 認知症サポーター養成講座ですけども、このような名前の講座というのは、実を言うと開いてはございません。

ただ、毎年1回、これはもうかれこれ4年ぐらいになりますか、中学校3年生、こちらのほうに、うちのほうから出向きまして、3年生を対象に福祉体験学習というのを開いております。

その中で一応、認知症の話もさせていただいて講義を受けていただく。

それにその見返りではないのですが、受講していただいたということでオレンジリングを差し上げて、人数的には、中学校以外にも民間で、企業さんだとかというのもこれまで数件やっていますので、大体150名程度になるかと思います。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 中学生においては、そのような認知症を理解してもらって講演を開いたということは、新聞報道などで私も承知しております、今後についてもこのことは大事なことなので、継続することが望ましいのかなというように思いますけれども。

今、では村として、これからは認知サポーターとしての講座をもってサポーターになっ

てもらおうということになるのかもしれませんが、今までは私は受けたのは認知症を理解するというか、そういうような講座だったので、サポーターということではなかったかなということなのですから。

このことを進めるに当たって、これから私がちょっと思うことは、この講座を一度聞いたからといってそれでもうすっかりわかるということではないので、一度受けた人でも繰り返し受けさせてもらって、より充実したサポーターになっていただくということも大事だし、私ぐらいの年代になるとすぐ一度聞いても忘れてしまうので、繰り返すということも大事なのかなと思いますし、新しいそういうサポート方法なども考案されるというか、提示されることもあるので、そういうようなことがなされるといいように思いますし。

あと、どうしてもこのサポーター講習を実施しても、若い人の参加が少ないのではないかなというように思いますので、若い人がこのようなサポーターとしてなっただけのように、この講習なり、そういうようなことの開催に当たっての工夫が必要かと思えます。

例えば、土曜日を日曜日にするとか、時間帯を考えると、そういうようなことを考えてはいただけないかなというように思いますけれども、その点についてはいかがでしょう。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 養成講座の開催の方法ですけれども、この後、第6期の計画の中でも啓発事業だとかというそういう事業も組み込まれています。

この中で、具体的には考えていきたいなと思えますが、対象者としては、今、議員がおっしゃったとおり、今は老人クラブの例会だとかそういうのが主流になっています。

ですので、これからどうやって若い人たちを取り入れていくかということを検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） そういうようなこと、私が言いましたようなことも取り入れていただいて、なるべく若い人にもこのサポーターとして活動できるような体制づくりをしていただければというように思います。

それでは次に、具体的な事業についての質問なのですけれども。

スクリーニングテスト、これは結果的には実施をしませんというような回答でしたけれども。このスクリーニングテストというのは、20分程度で実施できる簡単で便利なテストだというように私は認識をしておりますが、でも、このテストをするにあたっては専門家がきちっとした知識を持ってやるということが条件なので、それに該当する者としては、お医者さんですとか心理士、看護師、それとか保健師さんもその技術を習得した人でないといけないというような決まりはありますけれども。

ただ、意外と簡単にいろいろな質問事項が決められて、それに答えていただくことによって、その点数によってひょっとして認知の疑いがあるのではないかなという判断ができるというように聞いておまして、そこによってひょっとして疑いが強いとなれば、この専門的なところにつなげるというようにいいのかなというように思って、この質問をしたわけなのですけれども。捉え方としては、精神外来というような大きな病院でそういうような精神外来となると、なかなか行きづらいというようにあって、それが実施に結び付きづらいのかなというようにちょっと判断したのですけれども。そうではなくて、簡単にできて、ひょっとしてということでそういう精神的な病院のところにつなげるまでの段階としていいのかなというように思ったのですけど。

今、75歳以上の方が自動車免許を更新するときに、この認知症のテストが加わるとい

うことが先日のテレビ報道でもなされまして、実際に今、75歳以上の人が更新するときには行われているようなのですよね。

そういうような簡単なテストかなと思ったのですけれども。そういうようなことでは、このことを進めていただければなというように思っておりますので、もう一度このことに対して答弁をお願いします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 私もあまり理解をしていなかったのですが、ご質問いただいて、いろんな角度で答弁する前に検討させてもらいましたので、方向をきちっと言う場ですので私のほうから答弁させていただくと。

ここには、そう多く触れておりませんでしたけれども、いわゆる認知症を持たれているだろうなという方のこと。

あるいは、そうではないだろうかなという家族のことが裏に全部があって、その葛藤の中で、どういような選択をしていくのかということ、先ほど答弁したように、うちの窓口ではアドバイスをしながらやっていることですので、このことをもって、では、対象者は誰なのですか。来た人にやって判断する権限も持たないで、中途半端なこういったことで、そうではないでしょうかというものでは私はないというふうに思って、こういうふうに回答させていただきました。

症状によって、いろんなケースがあるのだらうと思いますけれども、それぞれによって、窓口でアドバイスをして、やはり家族で相談していただいて、最終的な判断ができるわけではないものですから、やはりここで答弁させていただいた形に誘導していくようなことを、時間をかけながらやることも仕事だというふうに思っていますので。

簡単に全員に配って、その答えが出たからそうではないかというような簡単なものでないということも含めて、私としては実施の考え方がないというふうに、今回答弁させていただきます。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 私も安易にするという、全員にするということではないというように思っております、やはり慎重にやらないと、これはやはり問題が出てくると思いますので、相談の中で、こういうようなテストもあるので、こういうようなテストもやってみませんかというような誘導的な方法の一つとして考えていただければいいのかなというように思っておりますので。

このことについても、今後研究していただいて、実施する方向が正しいのかどうかというのがあるかというように思いますけれども。私としては、そのようなテストもあるということ、皆さんにちょっとわかっていただいて、実施をしたい人にはしていただくというような形を取っていただければいいのではないかなというように思っております。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をしたいと思います。

次の質問ですよね。

今のスクリーニングテストということで終わりましたよね。

そしたら、この次の質問は休憩後にお願いをしたいと思います。

15分まで休憩をさせていただきたいと思います。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思いをします。

一般質問を続けさせていただきます。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） それでは続けて質問させていただきます。

予防の充実についてなのですが、効果的な予防の教室の充実をこれからも研究して取組みたいというような回答でありますので、これからいろいろな予防対策が出てくるかと思うので、研究が進んでいただければと思いますけれども。

今実際に、中札内村でも予防というようなはっきりとした項目ではないでしょうけれども。例えば、フマネットですとか。ふれあいサロンでは、いろいろなゲームを通じてやること。

それもやはりこの予防にもつながりますので、そういったことを進めていただければいいと思いますし、また、今回のふれあいサロンの中には、何か麻雀を取入れるということがちょっと聞いたのですけれども。この麻雀というのはすごく予防に効果があるというように聞いておりますし、効果が高いということであれば、ぜひ、このことも進めていただければというように思いますので、やっていただければと思います。

以前に、テレビで紹介されていたことがあるのですけれども、やはり体を動かしながら脳も一緒に使うという、それが一番予防になるということが紹介されていたので。

例えば、体を一定に動かしながら、100から7とか3を引いていく。

そしてまた、グループでやるときには、そういう一定の体を動かしながらしりとりをしていくというような、ゲームが紹介されていたので、そういうような体を動かしながら、みんなが苦痛にならないような方法の予防対策のこの対象なり、そういう趣味などができればいいのかなというように思いますので、ぜひ、そういうような研究を進めていって取組んでいただきたいと思います。

そして、その取組みなのですが、月に一度ぐらいではあまり効果がないのではないかなと思いますので、それも月1でなくて、週に1回ぐらいできるような体制を取ればいいかなと思いますので、そういうようなことも考えていただければいいというように思いますので、そのことについて、何か考えがあるのでしたらお答えください。

○議長（高橋和雄君） 村のほうとしてはないようですので、ご意見として承っておきたいというふうに思います。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） それでは、徘徊高齢者のSOSネットワークの組織づくりについてなのですが、

最初のほうで私、平成30年度に向けてチーム体制を構築すると言ったときに、このようなことが想定したのですが、そうではなかったように理解いたしましたので、私がここでSOSネットワークの住民組織の立ち上げというのは、例えば、徘徊者が出たときに、それに対して協力してくれる民間の事業者ですとか、商店ですとか、個人がそういうようなときに協力してくれるような体制を整えるというようなことが、私としてはここでは質問として言ったことなのですが、そういうようにして、協力事業者となり、お店なりが協力していただけるというようになるまでは、やはりなかなか認知者に対する考え方もきちっと理解した上でこのような事業に取り組んでもらうということが大事なので、なかなか

か立ち上げというようなところまでに結びつくまでには時間がかかるかというように思いますけれども、そういうことをすることによって徘徊者が出たときに、その情報を協力していただけたところに伝えることによって、その人たちが事業を行っている中で、そのことを気にかけていただいて、早期に発見できるというようにつながっていくというように私は考えていますので、このことに今から準備をして、早期に取り組んでいただきたいというように思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょう。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 先ほど村長の答弁の中でも、広い意味で村内における協力体制という言葉で綴ってしまいましたけども。この中には、一個人であったり企業さんであったりというの含まれるということで、まず一つご理解いただきたいなと思います。

この取組みにつきましては、北海道ほうでも進めている取組みでして、十勝管内では自治体で3分の2ぐらいもうできているというふう聞いております。

ただ、中札内村におきましては、先ほども村長の答弁で申し上げたとおり、個人情報という問題をまず一つクリアしなければならないのと、ご家族のご理解というのがあるかと思えます。

まずは、ご家族が、今までもケースとしてはなかったわけでないのですが、ご家族から情報が寄せられないで、そのまま終わってしまうというケースがまず多いのだと思います。

そこら辺を一応クリアした上で、先ほどの個人情報の問題もクリアさせていただいてということで若干何年か時間はかかると思いますけども、今後検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 今、言われたとおりの問題はありますので、そのことはやはりクリアしながら、まず協力していただく事業者もそうなのですけれども。このやっぱり家族に対しても、そのような内容をきちんと理解してもらおうということも重要ではないかなというように思っております。

それと同時に、この商店ということをお私言いましたけれども、この商店の人たちにもこの認知症に対する取組みをしていただければ、私は安心してそういう認知症の人たちがお店で買い物ができるというそういう環境が整えられるのではないかと思いますので。

特にお店を経営している人たちに、このことについて進めていただければ、村で買い物するときに不安なく買い物できるのではないかなというように思いますので、そういったことも進めていただければと考えておりますので、そのことを今後も視野に入れながら、この対策を進めていただければというように思っております。

その次の家族の会の取組みについてですけれども、ここに書いてあるように、やはり精神的なケアや悩んでいる方もたくさんいらっしゃいますので、やはりなるべく早く立ち上げて、そしてそういう人たちがお互いに悩みや何かを話し合っ、気持ち楽に買い物なりその取組みができるようになれば、私もいいのではないかなというように思っておりますので、ぜひ、そのことについては取り組んでいってほしいなと思います。

特にがん患者、がんを患った人たちが、やはりそのような会をもって、その中で悩みだとかこれからの生活が、がんを患ったときには生活が一変するときもあるので、その生活面での工夫などを話し合ったりということがなされているようなので、そういうようなことで、この認知症に対する家族の会も立ち上げていただいて、そういうような事業をしていただければいいなと思います。

そして、特にこの家族の会では経験した人たち、例えば、家族がそういう認知症になつてとても悩んで、だけでも、それが解決したり、認知症で亡くなったっていう人たちのそういう経験した人たちの話を聞くということがとても参考になるのではないかと思いますので、そういうようなことも家族の会を立ち上げて、そしてそういう人たちからの話を聞くということも大事ではないかと思いますので、そういったことをこれからも研究して立ち上げてほしいなと思いますけども、そのことに対してどうでしょう。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 最後のところまで質問事項行きましたので、総体的に考え方、この今どうこうのやりとりではないというふうに思いますので、私として、いろいろご意見いただいた感想も含めてお話したいなというふうに思います。

先ほどから答弁しておりますように、今後のことですけども、間違いなく地域というか中札内村も含めて大きな問題になるということで、近年随分、先ほどテレビの話もありました。

若年性の認知のいわゆる家族の方の、私も食い入るように見て、若年だけでなく、一番最後にその家族の方の思い、大変さというのも随分出ているなというふうな、こういう今動きということも含めて、先ほどから地域でのSOSネットワークのあり方。

あるいは、そういったところに携わっていただく団体、事業所の話も含めて、先進地の中に十勝管内でも随分、本別町さんあたりは先進的に取組まれているという内容は私は熟知しておりませんが。そういったものを参考にしながら、うちの村で本当にそういったことを抱えておられる方が少しでも楽になるようなシステムづくりは絶対必要だというふうに思っておりますし、一番、先ほどからちょっと奥歯に物挟まったような、私も課長も言っているのですけど、やはり抱えておられる方のその情報が出ないことにはお知らせできないという現実の対応が、気付いていてもなかなかできないというこういう大きな問題からすると、やっぱり全体の問題として抱えるのではなくて、その辺のところから、いわゆる養護が一番大事ですし、次にそうなったときにはそういうことでやっていかなければならないねというようなこんな啓発も併せて必要で、見守る方のまた熟度も必要ですし、これいろんなことが、今回の6次の中で具体的に入るときに考えなければならぬということでご意見も随分部分的にいただきましたから、この後、関係機関含めてやっていくことをどういうふうに組み合わせていくかということ。まだまだいろんな角度で意見いただきながら、こういう問題ですから完全にということとはなかなか難しいかもしれませんが、地域として本当にやっていけることについてはできるだけ取り入れて、そしてこれは行政だけでなく、当然先ほどから言っているように地域皆さんの協力を得なければできないということも含めて、しっかり考えていきたいということで。

まとめになりますけども、いろいろご意見を聞いていて思いましたので、答弁させていただきます。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） それでは、私も思うことをちょっと述べさせていただきます。

本村においても、この認知症高齢者は増加するという懸念も私はしておりますので、住民の私たちがしっかり見守っていく体制づくりとともに、家族を支える政策、生活支援サービスの基盤整備など包括システムの構築を進めて、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられる村づくりをしていただくことを望んで私の一般質問を終わります。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいなというふうに思います。まだ45分ほどありますが、男澤議員の質問を終わらせていただきたいと思います。それでは、次に行きたいと思います。

2番森田議員、お願いします。

○2番（森田匡彦君） それでは通告に従いまして、2点について質問させていただきます。

まず1点目、中札内村嘱託職員の取り扱いについてです。

本村の人事に関する取扱規定によると、嘱託職員は任用期間が1年、それを3年まで継続でき、公務の効率的運営確保のため、特に村長が認める場合にはさらに更新できる旨が定められております。

しかし、実際に3年を超して任用されるケースは非常に少ないのではないかと、そのように私は受け止めております。

本村の嘱託職員は正規職員の事務サポートのみならず、現状、保育や観光、社会教育及び学校教育に至るまで、村づくりの根幹に係るさまざまな分野で採用され、一般事務や専門知識を生かした業務などで精力的に活躍されております。

もはや円滑な行政運営に欠くことのできない存在であると言えます。

公務の能率性と実効性を向上させて地域住民の福祉の増進に寄与するために、嘱託職員に関して次の点を伺います。

まず1、過去10年の採用数と職員構成比、正規職員の方々との構成比ですね。

それと担当業務の推移について。

二つ目、原則3年としている任用継続上限年数の設定根拠。

過去に上限を超えて採用した職員の実績について。

3点目、任用期間の積極的な延長など嘱託職員取扱規定をより柔軟に運用して、有能な人材を持続的に活用することへの見解について。

1点目の質問については以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 答弁、田村村長、お願いします。

○村長（田村光義君） 中札内村嘱託職員の取り扱いについてであります。嘱託職員は、臨時的・補助的な業務または特定の学識・経験を要する職務について任期を限って、中札内村嘱託職員取扱規程により任用してきております。

1点目の過去10年の採用数と職員構成比、担当業務の推移についてですが、平成17年度から平成26年度までの10年間の延べ採用数は224人、年平均22人ほどですが、17年度採用は17人、26年度は29人と、ここ数年の伸び率が大きくなっております。

職員構成比は、10年間を平均しますと22.4%ほどですが、17年度は17.7%、26年度は26.6%と、採用数に比例して構成比も近年大きくなっております。

担当業務の推移についてですが、17年度は図書館司書、保育士、社会教育指導員、浄水場管理人などでしたが、平成20年ごろから育児休業を取得する職員が増えてきたことと、保育園に入所する未満児の増加と発達に気になる子供が増えてきたことにより、保育の充実を図るため、正職員の補充と合わせて嘱託保育士の採用が増えてきております。

2点目の任用継続上限年数の設定根拠と、過去に上限を超えて採用した職員の実績についてですが、設定根拠については地方公務員法第3条第3項に基づく、嘱託員として村の規程を制定し任用を行い、継続については労働基準法第14条の規定により、3年までで

きるとありますが、業務の特殊性及びその者の能力及び経験を考慮し、必要と認めるときは、この限りではないとしております。

この10年で4年以上継続して任用したのは一般事務員、保育士、図書館司書、浄水場管理人、学校給食調理員、学校特別支援補助員など22名になり、住み込みなど特殊性のある浄水場管理人以外の職種は最長で5年を限度の雇用としております。

3点目の任用期間の延長など、有能な人材の継続的な活用についてですが、嘱託職員を含めて非正規職員の任用は原則、臨時的・補助的な業務または学識・経験を要する職務に限って任用するものですが、地方行革のもと進められてきた定数削減と財政再建路線に沿って圧迫される自治体財政、そして少子高齢化や地方分権による多様化・高度化する行政ニーズに対応するため本村を含めて非正規職員の比率は全国的に拡大傾向にあります。

このような中、任用期間を延長して有能な人材を活用することも選択肢の一つではありますが、地方公務員法による任用期間の制限と、常時継続する業務は正職員を充てることが原則であると考えておりますので、任用期間を延長することは法的制限からできないものと判断しております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは、ただいいただいた答弁の中、ちょっと細切れになりますが、一つずつ整理して再質問させていただきたいと思っております。

最後のまとめの答弁、任用期間を延長して有能な人材を活用することを選択肢の一つであるけれども、法的制限からできないと判断しているということなのですが、実はこの中札内村の嘱託職員の取扱規定なのですけれども、答弁にありましたとおり、地方公務員法第3条第3項に基づく嘱託員ということで採用されております。

実は、この嘱託職員は地方公務員法の適用を受けないというような規定が書かれております。

この地方公務員法による任用期間の制限というのは対象にはならないのではないかとこのように考えております。

ちなみに十勝管内では、帯広市と陸別町について、嘱託職員ということで非正規職員を採用しておりますけれども、帯広市については最大で4回、または7回まで更新可能というふうに定めております。

この点からいっても、法的な制限は私はないというふうに考えております。

また、この常時継続する業務は正職員を充てるというような答弁ございました。

この点について、今現在、嘱託職員の皆さんが充たられている業務、これはまさに常時継続する業務ではないか、そのように考えております。

ただ、現状、先ほどありましたように、行財政改革が進む中で、人件費の抑制をかなり押さえていかなければいけないというふうに考えております。

であれば、人件費を抑制しながら、なおかつ、この行政サービスを円滑に、住民の福祉を損ねないように進める上では、やはり有能な人材は短期、期限をあまり区切らずに、より長期的な視点で採用していくべきというふうに考えております。

以上について、まずご答弁いただきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 任用の方法なのですけども。今、私どもが行っている地方公務員法第3条第3項の嘱託員のほかに、地方公務員法17条による規定及び地方公務員法22条による規定によって任用の種類がございます。

私どもが行っている地方公務員法第3条3項の規定につきましては、嘱託員という形で
行っていて、任期につきましては、労働基準法の適用を受けるようになってきます。

労働基準法の適用を受けるようになりますと3年、特に必要と認める場合は5年という
ふうになってございます。

それで、ほかの17条及び22条につきましては、ともに期限がございまして、最長3
年、17条が最長3年、そして地公法22条は、一般的に期限ありという形で、期間は6
カ月、更新は1回限り、1年間というふうになってございます。

中札内村につきましては、この嘱託員という形は、地方公務員法第3条第3項の規定に
より採用しておりますので、採用した場合は、以降につきましては、任用期間については
労働基準法の適用を受けますので3年、長くて5年という形で、村で嘱託規定をつくりま
して運用してきております。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 今、法的なのは総務課長のほうから答弁させていただいたとおり、
ずっとそういったことでやってきているのが、まず一つと。

それと、サービスの経済から言うと、失礼な言い方ですけど嘱託職員の賃金と正職員の
いわゆる給料とは差があって、今おっしゃられたとおり優秀な方もたくさんいたかと思
います。

その方をずっと、変な言い方ですけど、やれば、住民サービスも向上するしというこ
とは頭にあります。

ただ、必要な人がそうやって必要な部分は先ほど言ったように正職というところのど
ちらをあれするかということをやりにやりに苦悩があります。

全部が、本来で言えば行政が行う仕事、見方にもよりますけども、全部正職であれば一
番いいことかなというふうに思いますし、そのことが可能であれば大変いいことなです
けども、ちょっと答弁には触れていませんけども、いろんな形で、ちょっと言葉が新しい
のであれなのですけども、類似団体というこういうような言葉があって、その町村の規模
によって正職員の数というものが一定の枠といいましょうか。もありますし、いわゆるそ
の町村、町村で重点的にやる部門。特に最近で言いますと福祉部門が増えて、そういった
形がある。

片方では、行革という意味で、定数の適正化ということで生まれてきているものではな
ら、法的な見解とは別にして、やはり選択しながら職員数のその枠の中で考えなければな
らないということでいろんなご意見あると思いますが、今のような形を取っているもので
すから、財政的に許されれば、今ご意見のようなことを正職で置くことが正しいと私も思
っていることで、先ほどちょっとそのような答弁をさせていただきましたので。

ちょっとその正職、有能な人材を行政サービスを効率的にという意味では異論はないの
ですが、そういった中でやっているということによってちょっと付け加えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） まず1点、今、総務課長のほうから労働基準法に基づく期限3年
というお話ありましたけれども、労働基準法の解釈については私、ちょっと誤解だったら
大変申しわけないのですけれども、あの3年と定められているのは、継続した年数、更新
し続けた合計の年数が3年で終わりということではなくて、一度の契約について最長まで
3年という解釈ではないかというふうに考えます。

というのは、今回、労働契約法改正されました。

その労働契約法の中では5年まだ更新を続ければ、実は無期限で採用される。労働者が申し入れれば無期限で採用されるという決まりになっております。

そのことからしても、すでにその労働契約法では3年を超えて契約することを想定されているわけで、その労働基準法の定め、3年を期限とするというのはあくまでも一度の契約が3年だというふうに受け止めております。

なので、我が村、本村の嘱託職員については、そこに3年ということにこだわらず、もっともっと、先ほど村長ご答弁いただきましたけれども、私は嘱託職員を正職員にすれということではなくて、正職員にするのはなかなか今すぐというのは難しいと思います。

現状では、その正職員にすべき業務に皆さん就いていると思うのですが、それが難しいのであれば、より安心して仕事ができる。

これまで積み重ねてきたスキルを、また人脈、そういったものを有効活用するためにも、もっと、いわゆる村長が特別に認めたという条項について、もっともっと積極的に活用すべきではないかと、そのように考えている次第です。

本当にこの嘱託職員、特別職ということで非常にさまざまな法律の狭間にいる存在というふうに言われております。

というのは、先ほど申し上げたとおり、地方公務員法の適用からも外れる。

また、この労働契約法、5年連続で契約更新して、次に無期で雇用されるということからも実は外れているのです。

なので、非常に弱い立場にいるこの嘱託職員の皆さん。

本当にわが村、本村は住みよい村、住んで良かったと思える村であるためには、まず職員の皆さんが安心して仕事を一生懸命できる。

そして、住民サービスに徹底して尽くす。そういった姿勢を醸成していく。

そういった前向きな姿勢、積極的な姿勢が本当に必要だと思っております。

以上についてご答弁いただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 任用期間について、私のほうからご説明いたします。

当然、上部法であります労働基準法に準じて3年、もしくは5年という考え方なのですが、それを受けまして、中札内村嘱託職員任用規定をつくってございます。

3年間継続できるのですが、村の中で最初から3年間任用するのではないよという形で、最初は1年ごと、1年ごと、そして、その1年の期間もきちんと働く能力等を見て更新するしないを決めておりますので、労働基準法は3年もしくは5年継続して働けるのですが、うちの規定によって、契約は1年ごとという形に定めております。

そして、継続する場合は、よければ3年、特に有能な場合は5年という形を取ってございます。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 私はちょっと角度が違って、仮に、今森田議員がおっしゃるような長期に、制度的に見解の違いがちょっと、微妙に違うようですが、そういう職員が同じ職場の中で精通して生まれてきて、その業務だけを見れば、確かにそういう効果が生まれるのかもしれない。

ただ、その隣では、制度的に優遇された正職と同じような職員、被るような仕事を併せてやることも、当然として、1人だけで仕事をするわけではありませんので、そういうことを考えると、そういう職員が増えていくことが、その人の気持ち、あるいは一緒にして

いる仕事をする人の気持ちとして、果してそのポジションの力を発揮する上で障害になることがどうなのかなということ、先ほど言いましたように、できるだけ、本音は先ほど言いましたように正職がいいのですが、過度的にやはり、保育所でいえば、今産休の方が戻られる、増やせばいいのではないかという理論もあるかもしれませんが、そういうやりくりをしながら考えているときに、かたやその方が待遇が悪くて長くいる人が戻ってまたどうだとか、いろんなことを考えますと、やはり基本は正職とすべきところは可能な限り正職ですし、嘱託で能力がある方がいることもわかりますけども、職場内のそういったことを考えても、そこは曖昧かもしれませんが、嘱託にお願いする仕事に限定して、より分けはしながら今後もやるのが全体の力発揮に、その部署で能力のある方がいることもわかりますけども、そういうことが一番やっぱり、組織立てとしては、職員構成としてはいいのではないかなというふうに考えますので、ちょっと仮定の話で申しわけありませんけど、そんなふうなことを考えております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 今、お話あったとおり、いわゆる同じような業務をしながら、正職員とその非正規職員では待遇が違うと。

そのことがあるからこそ、労働者側、任期を3年以内にしなければいけない。

労働者が納得できないような雇用条件で、長期間に渡って拘束されないために、実はその3年、最長でも5年というふうに任用期間、労働基準法では定めているというふうに考えております。

その辺の今、田村村長ご答弁いただいた内容については、これはその使用者側が考えるべき問題ではなくて、労働者側がどう受け止めるのか。

その条件でこれからも働き続けるのか、やっぱり辞めたいというのか、それは労働者の権利であって、それは労働者がやっぱりもっともっと続けたいということであれば、役場にとって不利益にならないような能力を持っている方であれば、もっともっと長い期間で活用する。嘱託職員の方を活用する方針を持てはいかがでしょうかという質問でございます。

なかなか正職員にするのがベストとはいえ、これは全国的にも、3人のうち1人が非正規職員だというふうに今、公務員言われております。

もうすでにこれを改善するのは、半世紀近く、それは国も含めていろいろな改善を図られているところですが、やはり途中で、経費的な面でとん挫して、現状の姿があるわけです。

であれば、やはり嘱託職員が安心して働ける。それは何をもって安心して働けるというのは、もしかすると任期の延長を求めているものではないかもしれませんが、もし任期の延長を求めて、もっともっと中札内村のために働きたいという職員の方がいらっしゃれば、これはやっぱり積極的に登用すべきではないかと、そのように考えているところです。

伺いたいところは、その3年というこの規定にかかわらず、村長が特に必要と認める場合という項目にあまり捉われずに、もっともっと積極的に、本当にそれこそ、先ほど総務課長おっしゃられましたとおり、1年ごとの契約ですから、その人の能力というのは十分その都度その都度諮っていけると思います。

やはりその適正がなければ、それは契約すべきかどうかというのはまたそのときの判断になると思いますし、能力があるのであれば、それはやっぱり労働者に意欲があるのであ

れば、やはり雇用し続けるべきではないかというふうに考えます。

実際、本当に有能な方々が辞められて、任期が来られて残念だということを村民の方からも伺いますし、特に保育もそうですし、あと観光などでも嘱託員の方がいらっしゃるんですけども、これはやっぱり3年ごとにぶつ切りでは、中札内村、非常に観光が道の駅中心に盛り上がっているところで、その継続性が途切れるというのは非常に大きなマイナスではないか。

中札内村の村民にとっても、福利の大きな損失ではないかというふうに考えているところですよ。

なので、本当に有能な人材については、ぜひとも積極的な登用、そういった方針をいただきたいと思っておりますので、その辺の見解をぜひよろしく願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） ご意見、先ほどからお伺いして異論はないのですが、法的なもののクリアと。結果として働いたことで、いわゆる正職への登用との切り替えのことが、多分いろんな凡例があるはずですよ。

そこの辺の研究はちょっとやってみたいというふうに思いますので、見解、今違いますが、法違反までしてやることではないということと。

それと、今、大変そういったことで私もウーンというふうに、そういう評価を外から受けたことも、嘱託職員が頑張ってくれて、ありますので、それはそれとして認めているところなのですが、先ほど、戻りますけども、保育のところは、先ほどもちょっと答弁させていただきましても、全体として膨らんだこともありますし、産休で被せて、最大3人ぐらい休まれているときの補充。

あるいは、他の部署でも対象者が増えたことによって増やしているとか、一時的なこういう問題の整理も必要かなというふうに思っていますし、ちょっと申し上げますと、保育士で言いますと、先ほど言いましたように、この状態を嘱託だけでは駄目だという判断もして、いわゆる正職員も増やして、そこに優秀な方も実は職員採用に受けていただいて採用するとか、いろんな工夫を現場、現場で考えなければいけないというふうに思っていますし、今ちょっと出ました観光の関係についても、産業課長が事務局長を兼務して、身分の違う嘱託とか、道の駅のお話もありましたし、この辺もそういうことも含めて、今どのような体制がいいかの検討もして、できるだけわかりやすいといいたいでしょうか、解消も兼ねて、本当に嘱託として1年、どなたが来てでもできる業務に限定をしたいというのが本音です。

課題は課題として少し検討いたしますけども、できるだけ正職とすべきところは正職。

あるいは、そういった形で力を発揮するようなシステムづくりも併せて検討したいというふうに思っています。

今日はちょっと、延長の関係については平行線ということで、少しこちらも研究はしたいと思いますが、原則はそうだとすることを最後にちょっと答弁させていただければというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 法的な制限というのはないというふうに考えているのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

今本当に社会情勢としては、安心して働ける、本当に派遣社員が非常に増えて、非常に安易な雇い止めが横行しているということで、今回の労働契約法が改正されてという経緯

もあります。

また、実は中札内村の嘱託職員の実態を見ますと、非常に女性が多い実態にございます。中札内村は男女協働参画社会推進しております。

その点においても、今のままの姿勢では、男女協働参画社会を進める上でも多いに問題があるのではないかというふうに考えております。

今、村長が平行線だというふうにおっしゃられましたけれども、今のことも検討踏まえていただいて、ぜひきちんと精査していただいて、法的には問題ないのではないかというふうに私は考えておりますので。

実態として、今、嘱託職員の方々がやっている業務を簡易な作業。その嘱託員、短期雇用、任期を決めた雇用に即した仕事に果たしてできるのかどうかというのは、正直言うと、私としてはやや疑念を持っております。

ちょっと難しいのではないかというふうに思っております。

そういった有能な人材を正職員として登用したいというその意向は非常にありがたいというか、非常に評価すべき素晴らしいことと思いますが、やはり現実的に難しいものであれば、それはやはり現実に沿った対応を早急に検討すべきでないかというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） ここで法的な論議の制限があるかないかをやっても多分水掛け論になるので、そこところは少し整理を後ほどさせていただきたいと思いますが。

基本的には、地方公務員と国家公務員は根本的に違いまして、地方公務員は地方公務員プラスアルファ労働基準法の基準が該当になってきます。

先ほど森田議員がおっしゃったように、労働契約法も今変わりまして、25年の4月1日以降は5年間連続して契約すると、いわゆる本人の申し立てで継続雇用になります。このときが問題です。

一定の期間で類型を決めて採用している人間が5年を過ぎたときに、裏をひっくり返して言うと、正職員の身分を求められる可能性が高くなるということです。

一定の期間を継続して使っているので、期限を切って、その要因で使わないと、これは反復連続でずっと使うのであれば、先ほど村長がずっと申し上げていますように、正職員の類型に当てはまってくることになってしまいますので。

そこになりますと、法律が良い悪いの前提ではなくて、身分を完全に変えなければならないということになるので、そこは制限を持ってやっておかないと、こちらもいろんな研究のこれまでの資料だとか、いわゆる見解とはいろいろ調査をしながら、今運用させていただいていますが、仮に、本当に抜け道がきっちりあるのであれば、そこはもう少しきちんとした調査をして、それは有効に活用することは選択肢の一つだなというふうに思っています。

ただし、今の現状では、地方公務員法と労働基準法の狭間を、両方うまくクリアしながら運用していくには限界があるということで、その限界を一定の期間を持たないと、その限界を超えてしまいますので、そこには法的な制限がかかってくるというふうに解釈をしておりますので、森田議員がおっしゃっているように、そこは問題でないのではないかということではなくて、そこに類する問題があるので、そこはトータルで判断をしなければいけないという考え方で整理をさせていただいているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ただいま副村長のご答弁のありました労働契約法の改正についてなのですけれども。これは非常に残念なことに、この本村の嘱託職員は該当しないのです。

法的に該当しなくて、その法の過誤を受けられない。5年継続して努めても、その申請をすることが認められない存在であります。

これは、実は副村長がご心配されているようなことが、これは本当に非常に残念なのですけれどもできない状況にあります。

なので、実はそういった労働契約法に係るハードルというのは、実はこの本村の嘱託職員については問題にならないということで、ただいま副村長それをクリアできるのであれば、また違った検討があるというようなお話でしたので、ぜひ、その辺改めて精査していただいて、これは労働契約法の対象にならないのです、嘱託職員については。

なので、ぜひ前向きな長期的な視点に立った雇用を進めていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 今のはご意見として処理させていただきたいと思います。

ちょうど12時になりました。

この嘱託職員の件について、まだありますか。

休憩が終わって、午後からの質問のときに質問をしていただければと思います。

ということで、暫時休憩をさせていただきます。

1時から再開をさせていただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、午後からの会議を開きたいと思えます。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きをさせていただきたいと思えます。

森田議員の質問を続けさせていただきます。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 続きまして、2点目のフィッシングを活用した地域振興について質問させていただきます。

十勝は国内有数の良好なフィッシングフィールドとして知られておりますが、中でも中札内村は大型のニジマスなどを狙える絶好の溪流釣りスポットとして釣りファンの間で認知されてきている状況にあります。

道内外から多くの釣り人が訪れており、新聞報道でもありましたように、フィッシングを通じて中札内村に魅力を感じ、関東から移住して飲食業を始めた方もいらっしゃいます。

十勝帯広空港から非常に近い地理的メリットを勘案し、本村を拠点にフィッシングガイドサービスを提供する事業者がすでにあるなど民間によるソフトの充実も図られてきているところです。

フィッシングを中札内村の重要な観光資源として捉え、地域振興策につなげていくことに大きな可能性を感じることから、次の点を伺います。

一つ、釣りを目的とした本村への観光入り込み状況について。

2、溪流釣りの絶好スポットとして、いかに本村の売り込みを図るか。

PRの現状と今後の広報戦略について。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（高橋和雄君） 答弁、田村村長。

○村長（田村光義君） フィッシングを活用した地域振興についてですが、本村を縦断する札内川は、全国でもニジマスの宝庫として知られており、土・日には溪流釣りを楽しむ釣り人が多く中札内村に訪れている状況にあると聞いております。

1点目の釣りを目的とした本村への観光入り込み状況は、把握する資料等がなく、釣り人の入込状況については把握しておりません。

2点目の溪流釣りの絶好スポットとして売り込むPRの現状と、今後の広報戦略についてですが、釣りを観光資源として位置付けしていないことから、特にPRは行っておりませんが、札内川園地ややまべ放流祭のPRの中で溪流釣りが楽しめるとして、ホームページ、観光パンフレット、各雑誌や新聞広告に掲載しております。

今後の広報戦略については、釣りを観光資源として大きくPRすることで、村の地域振興を図ることは、可能性はあると思われませんが、問題点も多いと考えております。

釣りを楽しむ方々のマナーの問題も最近多く言われ、ごみの放置により動物に与える影響、立ち入り禁止を無視し危険箇所への立ち入りなど、釣りを禁止する河川が出てきている状況もあると聞いております。

このような状況の中で、観光としての位置付けをすることは、河川管理者の開発建設部を含めた管理体制の確立、継続可能な資源の確保などが必要であると思われることから、難しいと考えております。

なお、趣味として楽しむフィッシングは、これまで同様、帯広開発建設部のホームページ、釣り雑誌、インターネット等を活用され中札内にお越しいただければと考えております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 先ほどの答弁にございました釣りを観光資源として位置付けしていないということでPRを行っていないということのご答弁ございました。

それで、実は私、何人か釣りのガイドの方で知り合いがおりまして、聞くところによりますと、答弁の中にもありましたとおり、札内川、戸蔦別川、その他の各スポットで、本当にニジマスが非常に人気であって、オショロコマも釣れるということで、通年で釣り人が多くいらっやっていると。

ガイドされている方がそのようにおっしゃっておりまして、私も今、商店に努めておりますから、非常に釣り人が多く、宅配便の荷物を持ってきて、本州の方に荷物を送り返すと、そういったお客様も数多く拝見しております。

特に、これからの時期、夏場から秋にかけてが非常にハイシーズン、釣りをする上では、釣り人にとっては絶好の、札内川にとっては時期だということで、まずその現状を把握するというのも必要ではないかというふうに考えております。

要するに、現状がわからないからそのPR、観光資源としての位置付けができていないということでもありますから、まずその現状を把握する、そういった方策を検討すべきではないかというふうに考えております。

それでもう一つ、中札内の釣りを売り込むことによる問題点の発生というもの、実はこの釣りのガイドの方からも同じような指摘がございます。

釣り人のマナーの問題。また、当然山の中に入っていくこともありますから、野生動物、ヒグマ等の野生動物の接触の危険もあるということ。

また、資源としての魚が減るということ。

そういったことの問題は確かにあるのですけれども、それを守る上で、それこそこちらに書いてあります札内川の管理者の帯広開発建設部になりますから、こちらとどんな管理が可能であるのか。

そういったその協議を、話をしてみる。

それが重要ではないかというふうに考えております。

その資源の継続的な確保についても、一般の釣り人については、自ら稚魚を放流するそういったことで資源の確保を、自腹を払ってそういったことをされている方もいらっしゃいます。

ここで、そういった開発建設部を含めた管理体制の確立。また、継続的な資源の確保などを必要と思われるから難しいというのを、どこが具体的に難しいのか、実はこの答弁ではちょっと私、はっきり理解しかねますので、その辺どういったところが具体的に難しいのか。

まだ話し合いのテーブルについていない段階で難しいというのは、ちょっと答弁としては早すぎる判断ではないかというふうに考えて、その点について再質問をさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 最後のところで言われた、本当に把握をしていない中での、ある程度方向性も回答すべきことかなということ、浅いのは大変、私自身もそうですし、村全体でこの釣りのことについては、断片的におっしゃっていた話を知らないわけではないのですが、本当に全体としてこのフィッシングのことをどう理解すればいいのかが不足しているということはそのとおりですので、まずその前段でそういうことのお話をして、ちょっと視点がずれるのかもしれませんが、フィッシングで我が村の観光はこうですよと言ったときに、村が責任を持ってPRをしようとしたときに、先ほどの河川管理者には別の、いわゆる国が管理をして、では村として資源を守る。例えば、ちょっとケースとして合うのかどうか知りませんが、漁業権を村なり違う団体が持っていて、そことタイアップしてやるようなことが可能であれば、うまく村としての責任とか仕掛けができるなと思ってこういう答えになったということなのです。

では、どこからどこまで札内川も村がPRする上での責任、仮に進んだとしてもそういったことがやはり難しいのではないかということで、その程度の状況で判断して答えを出させていただきますので。

申しわけないのですが、開発建設部とも打合せしたのではなくて、ちょっと答弁させていただきましたけど、札内川の資源は多分個人の方の話もどれだけというふうにやったかは知りませんが、やっておられるという話と、村がイベントで放したものが自然に産卵したのではないかということで、そこに仕掛けたかかわりでないために、この理論立ても村が提案を受けてやろうかというときの理論立てもなかなかできないことで、こういう消極的な答弁になっていますので。

特にそういった情報を入れるべきだなということであれば、またそういった動きはしたいと思いますし、具体的に森田議員からもこういうような仕掛けがどうなのかというようなこんな提案もあれば、今後、駄目と言っているわけではなくて、現段階での判断として、

この程度しかできないという答弁だということをお断りをしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 札内川のその釣り場としての魅力なのですけれども、水が本当に素晴らしく美しい。

自然環境が本当に豊かで、札内川を釣りする方々にとっては、そのニジマスが野性的というか野生ということなのです。

要するに放流した、養殖した魚ではなくて、自然に再生産された、繁殖して今生きている。

その釣り場としては、札内ダムから上流の場所になるらしいのですけれども。

ということで、中札内の水が素晴らしいということ。それと、自然環境が素晴らしいということで、今の絶好の溪流釣りのスポットができ上がっていると。

そういった観点で、まず、中札内村として論理立てた釣りを観光資源としてPRしづらいという面が现阶段ではなかなかそういった面もあるのかと思うのですけれども、視点を変えて、中札内村の水が素晴らしいということ。これは本当に、先日先輩議員もそんな話をされていて、中札内村の水が本当に素晴らしくこれはPRのポイントになるのだということ。

非常に豊かな自然が育まれているのだということ。

これを絶好の釣り場である根拠とする理由として売り出すということは十分可能ではないか。

それを裏付ける専門家のお話もインタビューして聞くこともできます。

そういったものをホームページ等で発信していくこともできるのではないかというふうに考えております。

本当は資源管理の問題だとか、釣り人のマナーの関係で漁業権等、村が何らかの形でかわってコントロールすることができればベストなのですが、それはまだもう少しと先の課題かなというふうに思っておりますけれども。

まずそういった、その中札内村がもともと持っている、なぜ釣り場が素晴らしいのかというのは、水と自然が素晴らしいということ。

これをしっかりPRすることで、中札内村の全体としてのブランディングにもつながっていくのではないかというふうに考えております。

札内川上流が絶好の釣り場だというふうにPRすることで、本当に素人が気軽に行って釣れるような場所ではありません。

なので、本当にいらっしゃっている方は、ガイドと一緒に来たり、相当に全国各地で釣りを嗜まれているベテランの方々が来ていらっしゃいます。

なので、そういった方々は本当にこちらがPRしなくても、いろんなルートを通じて、インターネット等通じて中札内村の溪流釣りのスポットとしての魅力も知って、勝手に来てしまうのですね。

また、そういった道外からいらっしゃる釣りファンというのは、非常に経済的にも豊かだというふうに私は認識しております。

なので、ぜひそういった経済的に豊かな方々にお金を落としてもらうような方策。ひいては、札内川上流にそういった方々が来ていただけることで、それぞれ札内川園地のPRにもつなげられる。桜六花公園のPRにもつなげられる。

もしかすると、アイディア次第によっては上札内地区の振興にもつなげられるのではな

いかと、そのように考えております。

だからぜひ、まずできるところからPRしていく術、広報戦略を構築して取組む術というのをぜひ検討していただきたいと思いますが、それについての考え方をご答弁いただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 質問の中にありましたように、飲食の方とか話を聞きました。

今言われているようなその方だなということを今、お話の中で聞きました。

ああそうかなということを改めて、1人、2人しか知りませんので思いましたし、ちょっと現実的な問題で引っかかるのが、この辺は国ともやらなければいけないのですが、今上流という話だったものですから。

では、ガイドさんが歩いていけば許されるのでしょうかね。

ダメなものが入ってはいないという原則になりますけども、もしそういう売り出しをすると、大変今年も問題を抱えて、いわゆる園地から上についてはどうなのかなということ、今、ようやく開通したのが園地だとかそういう問題も含めて、現実的な問題があるなと思って聞いていましたし、売り込みが、今言うような視点で、いろんなことの発信はできますけども。先ほど言ったように、少し研究をしたいというのをどこまで責任を持った発信もあるのかということ。先進町村もこういった例ではあるのかなというふうに、日本中いろいろあるのだろうというふうに思いますし、そういうことについては、国土交通省というか、開発建設部ともうまくリンクしたりPRしているところ。

実は、これから調べて聞かせてもらう必要があるかなという、そんな中でうちの売りというのを今提案いただきましたから、もう少し、何と言うか、研究をする余地がいろんな角度あるなということをおいながら、今ご意見聞いていましたので。

決してダメとか、やらないとかというのではなくて、少し時間を、そういう時間をかけて消化をしたいというのが正直ですし、その上でまた、いろんな場面でその意見交換もできれば大変いろんなアイディアも含めて、そうやってかかわって、ガイドもされている方、お会いしていませんけど、来られているということも聞いていますので、そういった方からも、中札内の現状としてどうなのかというのが第2段階で聞ければ、それをどういうふうにするかという、もう少し判断に時間とデータの蓄積とか例だとか、そういうものをやりたいなというふうに考えます。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 時間をかけて研究したいということで、なるべく時間を短い中で取組んでいただきたいというのが思いとしてあるのですけれども。本当に、まず、釣りが観光資源であるというそのような認識に立つことがまず第一歩だと思います。

釣りについては、最初の答弁にもございましたとおり、中札内村の観光のホームページの中にも実は記載が非常に少ない形になっております。

なので、まずそこからしっかりと情報収集して、先ほど村長おっしゃられたように、しっかり消化して、本当に中札内村のPRにうまく釣りを活用するということですね。

そういったことで広報戦略を練って、できる限り早急に取組んでいただけたらと思います。

札内川の上流については、札内ダムの上流については、実は開発建設部もこういうふうに行ったらいいよということは一切ホームページには書いていないのですが、そこも絶好の釣り場ですよというような情報は提供しているので。

あまり細かく情報提供する必要は僕もないかなと思っているのですよね。

そこに行ってほしいというよりかは、そういった素晴らしい資源があるのだということ
を多くの人に、全国の人に、もしくは世界中の人に知ってもらえるような取組みをぜひ、
今後進めていただきたいなというふうに思います。

ちょっと最後お願いみたいな形になってしまいましたけれども、それで質問を終わります。

○議長（高橋和雄君） 今のはご意見としてお聞きしておきたいなというふうに思っております。

それでは、これで森田議員の一般質問を終わらせていただきます。

◎閉会の宣言

○議長（高橋和雄君） 以上で、本日の日程はすべて終了をしました。

会議を閉じます。

平成27年6月中札内村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時16分